

## 横浜港・川崎港カーボンニュートラルポート（CNP）形成推進会議規約

### （名称）

第1条 本会は、「横浜港・川崎港カーボンニュートラルポート（CNP）形成推進会議」（以下「推進会議」という。）と称する。

### （目的）

第2条 本会は、横浜港・川崎港において、水素、アンモニア等の次世代エネルギー利活用の需要と供給体制を一体的に創出するとともに、港湾機能の高度化や臨海部における環境に配慮した産業の集積を図る「カーボンニュートラルポート（CNP）」の形成に向け、横浜港・川崎港及び全国的な取組状況の情報共有やCNP形成に向けた具体的な取組の検討を深化させることを目的とする。

### （構成）

第3条 推進会議は、別紙の構成員等をもって構成する。

- 2 推進会議の座長は関東地方整備局副局長、副座長は横浜市港湾局長及び川崎市港湾局長とする。
- 3 構成員等の追加等は、構成員及び事務局からの申し出に基づき、座長が決定する。

### （推進会議の取扱い）

第4条 推進会議は、構成員の自由な議論を担保する観点等から、原則として非公開とする。

- 2 議事次第は、会議終了後に公開する。
- 3 議事次第以外の配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
- 4 推進会議の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

### （構成員以外の者の出席）

第5条 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、推進会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

### （ワーキンググループ）

第6条 推進会議にワーキンググループ（以下「WG」という）を置く。

- 2 WGは横浜港・川崎港のCNP形成に向けた取組の実務上の検討を行うため、テーマを定めて設置する。
- 3 WGは構成員が所属する部署の課長級職員又はその他の職員、及び各テーマに応じた関係者をもって組織する。
- 4 構成員以外のWGへの民間事業者の参画は、横浜港・川崎港のCNP形成に資すると座長が判断した者とする。

(秘密保持)

第7条 推進会議の構成員及びその関係者は、推進会議で知り得た情報(第4条の規定により公開された議事次第、議事概要及び配布資料を除く。)を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

2 関係者とは、第5条に掲げる構成員以外の出席者のほか、資料作成に関わる者、推進会議資料を取り纏める者をいう。

(事務局)

第8条 推進会議の事務局は、横浜市港湾局政策調整部政策調整課、川崎市港湾局港湾経営部経営企画課及び関東地方整備局港湾空港部港湾計画課に置く。

2 事務内容は、以下の通りとする。

(1) 推進会議の招集に関する事務

(2) 推進会議に付議すべき事項に関する事務

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関する必要事項は、事務局が推進会議に諮って定める。

附則

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

## 横浜港・川崎港 CNP 形成推進会議名簿

### (構成員)

横浜市港湾局

川崎市港湾局

関東地方整備局

横浜川崎国際港湾(株)

横浜港埠頭(株)

川崎臨港倉庫埠頭(株)

### (事務局)

横浜市港湾局政策調整部政策調整課

川崎市港湾局港湾経営部経営企画課

関東地方整備局港湾空港部港湾計画課